

商品先物取引に関する受託業務管理規則

(目的)

第 1 条 この規則は、ひまわり証券株式会社（以下「当社」という。）の商品先物取引に係る受託業務について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行に資することを目的とする。

(勧誘の禁止)

第 2 条 顧客が自主的に判断して口座開設及び取引が行えるよう、当社は口座開設及び取引に係る個別の勧誘行為を行わないものとする。

(口座開設申込)

第 3 条 当社は、顧客からの商品先物取引の申込みに際して、受託契約準則・ガイドブック・事前交付書面等の関係書面を交付するものとする。

2 当社は、下記事項を顧客自身が記載した口座開設申込書を徴収するものとし、当該口座開設申込書を顧客カードとして備え付けるものとする。

- ① 氏名、生年月日、性別、住所
- ② 電話番号、メールアドレス
- ③ 職業及び勤務先
- ④ 収入及び金融資産の状況
- ⑤ 投資予定資金額（顧客が万一損失を被っても生活に支障がない範囲で設定する、取引及び取引の維持の為の証拠金として用いる事が可能な資金の総額）
- ⑥ 商品先物取引及び商品先物取引以外の取引等の投資経験の有無
- ⑦ 受託契約を締結する目的
- ⑧ その他当社が必要と認める事項

(説明義務)

第 4 条 当社は顧客に対し、第 3 条の関係書面の交付後、電話等の方法により受託契約の締結前に予め下記事項を説明し、書面により理解の確認を行わなければならない。

- ① 商品先物取引はその取引について預託すべき証拠金の額に比して著しく大きな取引を行うものであること。
 - ② 相場の変動により預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生するおそれがあること。
- 2 前項の確認を行った後に証拠金制度、損益の計算方法、委託手数料の額、商品先物取引に関する基礎知識その他主務省令で定める事項について詳細に説明し、書面により理解の確認を行わなければならない。

(口座開設の審査)

第 5 条 顧客から商品先物取引の口座開設の申込みがなされた場合は、オペレーションズチームの管理責任者は差入書類の確認を行う。また、第 4 条の状況を踏まえ、法務コンプライアンスチームの管理責任者において承認された場合のみ口座開設を行うこととする。

2 顧客が次の各号の一に該当する場合、法務コンプライアンスチームでは商品先物取引の口座開設の承認は行わないものとする。また口座開設後に該当する事項が発覚した場合は、新規取引の制限、既存建玉の決済を速やかに行うよう当該顧客に要請する等の経過措置をとりつつ、口座を閉鎖する。

- ① 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- ② 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- ③ 破産者で復権を得ない者
- ④ 借入金で商品先物取引を行おうとする者
- ⑤ 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずる恐れのある取引をしたくない者
- ⑥ 恩給、年金、退職金、保険等により主として生計を維持している者で、他の余裕資金を有していないと判断される者
- ⑦ 過去に紛議を多発させた者又は商品市場の秩序を乱すおそれがあると思量される者
- ⑧ 非居住者、日本語での対応が出来ない日本国内居住者
- ⑨ 年間200万円以上の収入を有しない者で、他の余裕資金を有していないと判断される者
- ⑩ 下記のいずれの取引経験も有しない者
 - a 株式（現物・信用）取引
 - b 株価指数先物・オプション取引
 - c 外国為替証拠金取引
 - d 証券CFD取引
 - e 商品先物取引
- ⑪ 75歳以上の者
- ⑫ インターネットにより取引が出来ない者
- ⑬ その他商品先物取引を行う適合性に欠けると判断される者
- ⑭ 第9条に規定する不正資金による取引であることが判明した者

（本人確認書類の徴収）

第6条 口座開設申込書を受け入れる際は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、顧客から本人確認書類の原本又は写しを徴収する。

（顧客データの保存・更新）

第7条 口座開設の申込みにおいて顧客が記入した事項を、審査記録（審査日、審査過程、最終審査者、適否の判断、その理由及び根拠）とともに顧客データとして作成し、口座廃止後10年間保存するものとする。

2 当社は、残高照合通知書を顧客に郵送する際に、属性情報に変更があった場合にはオペレーションズチームに申し出るよう注意喚起を行い、顧客から変更の申出があった場合には顧客データを更新する。

（取引証拠金及び手数料の額、証拠金の授受）

第 8 条 証拠金の額等については、業務担当者が総括管理責任者の了承を得て定める。

- 2 当社の取引証拠金の額は、当社が定める場合を除き、株式会社日本商品清算機構が定める証拠金所要額と同額とする。
- 3 商品先物取引の受託等について、顧客から手数料等を徴収する場合には、あらかじめ当該手数料等の料率、額及び徴収方法について定め、顧客に告知するものとする。
- 4 入金と出金は原則振込みにより行うものとし、現金での入出金は認めないものとする。

(不正資金の流入防止)

第 9 条 当社は、マネーロンダリング又は会社等の公金を取り扱う者が取り扱う資金を商品先物取引に不正に流用することを防止する観点から、以下に規定する者からの受託に当たっては、次項以下の措置を講ずるものとする。

- ① 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者
 - ② 証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社などのノンバンクの金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者
 - ③ 国、地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者
 - ④ 民間企業等における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者
- 2 前項各号に掲げる顧客より 1 回当たり 1 0 0 0 万円以上の入金が確認された場合には、当該資金について調査を開始する。
 - 3 前項の規定により行う調査に当たっては、法務コンプライアンスチームの管理責任者が当該顧客へ電話等により事情聴取するとともに、その裏付となる証拠の提出を求めるものとする。
 - 4 前項の調査において、当該顧客が資金の裏付となる証拠の提出をできない場合、又はこれを拒んだ場合には、信憑性に欠けるものと判断し、その後の新たな入金及び建玉の受注は行わないものとする。
 - 5 第 3 項に規定する調査の結果、不正資金による入金であることが判明した場合は、当該顧客に対し、建玉を速やかに決済するよう要請するとともに、その後の取引は不正資金の有無を問わず受託しないものとする。
 - 6 第 7 条第 2 項の属性情報の変更により、顧客が第 1 項各号に該当する状況になった場合には、第 2 項以下の措置を講ずるものとする。
 - 7 第 3 項の調査に関してはその記録を作成し、これを 1 0 年間保存するものとする。

(受託業務における法令等の遵守)

第 1 0 条 当社の役職員は、口座開設及び受託にあたって、商品先物取引法その他の法令並びに日本商品先物取引協会及び商品取引所の諸規則を遵守するものとする。

(顧客管理の責任組織)

第 1 1 条 受託業務についての総括責任者として、総括管理責任者を置く。総括管理責任者は取締役以上の者とする。

- 2 顧客からの問合せ・電話による受発注・苦情等に対応するため、カスタマーサービスチームを設置する。
- 3 適切な受託業務の遂行と管理業務の円滑な運営の確保を図るため、オペレーションズチーム及び法務コンプライアンスチームに管理責任者を置くものとする。管理責任者は当該チームの役職者とする。

(総括管理責任者の職務)

第12条 総括管理責任者の職務は、次の各号に定めるとおり。

- ① オペレーションズチーム及び法務コンプライアンスチームが行う口座開設審査及び口座開設後の顧客管理についての状況の把握及び指導
- ② 顧客対応状況の把握及び指導
- ③ 第10条に規定する法令等の遵守状況の監視
- ④ その他、受託業務の適正な運営に必要と認められる事項

(管理責任者の職務)

第13条 オペレーションズチームの管理責任者の職務は、次の各号に定めるとおり。

- ① 書面による適合性の審査を行い、顧客の属性把握に努める。
 - ② 口座開設を否と判断した場合の、口座開設手続の中止等を含む必要な措置
 - ③ 口座開設の適否の判断において、法務コンプライアンスチームもしくは総括管理責任者との協議
 - ④ 口座開設後の顧客の取引について、問題となるものの把握及びこれに対する必要な措置
 - ⑤ 顧客管理のための「顧客カード」の整備
 - ⑥ 不正資金の流入の未然防止
- 2 法務コンプライアンスチームの管理責任者の職務は次の各号に定めるとおり。
- ① 適合性審査後の口座開設承認の可否
 - ② 顧客サービス等の掌握
 - ③ 役職員に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導
 - ④ 役職員の法令等遵守状況の監視、法令違反等の事実を発見した場合の適切な対応
 - ⑤ 顧客からの苦情・紛争等に対する適切な対応
 - ⑥ 業務に対する社内監査
 - ⑦ 法務コンプライアンスチームの担当者に電話等による適合性審査を行う様指示する

(広告等に係る社内管理体制)

第14条 当社が懸賞・広告等を行う場合は、表示内容及び表示方法の適正化を図るため、事前に広告管理責任者を置き、その懸賞・広告等に違法性がないかどうかの審査を行うものとする。

(建玉制限)

第15条 当社は先物市場における取引の公正を確保するため、顧客の建玉については商品取引所の市場管理細則に定める建玉制限があることを、顧客に周知し、遵守について理解を求めることとする。

2 商品取引所の市場管理細則とは別に、受託者としての建玉制限を行うことがあることについて顧客の理解を得ることとする。

(顧客からの照会に対する回答)

第16条 顧客から、建玉・証拠金等に係る金銭について照会があったときは、遅滞無く、当該顧客にその残高について回答するものとする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第17条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。また、これを変更した時も同様とする。

付 則

1. この規則は、平成21年12月10日から施行する。
2. この規則は、平成22年3月11日に改訂する。
3. この規則は、平成23年2月9日に改訂する。
4. この規則は、平成23年7月14日に改訂する。